

医政発 0408 第 2 号
令和 8 年 4 月 8 日

各都道府県知事
日本中毒情報センター理事長
関西広域連合長

） 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

救急医療対策事業実施要綱の一部改正について

救急医療対策の整備事業については、昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「救急医療対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。